

◆特集 敗戦から80年、平和憲法の危機

「敵基地攻撃と日米一体化」 Ⅱ集団的自衛権行使が目前

新社会党中央本部書記長

山崎 秀一

1 安全保障の大転換

↳ 安保関連法と安保3文書

言わずもがなではあるが、国際法上の集団的自衛権とは、「一国に対する武力攻撃について、その国から援助の要請があつた場合に、直接に攻撃を受けていない他国も共同して反撃に加わるための法的根拠」を指す。日本は、憲法9条によつて、少なくともその行使は禁止されるとしてきたが、2014年の閣議決定と15年の安保関連法によつて「存立危機事態」など6つの類型の事態においては、集団的自衛権に基づく武力行使を可能とした。さらに22年の安保3文書は、その6類型すらも取っ払い「敵基地攻撃能力の保有」と「自衛隊と米軍の一体化」を強調した。

「敵基地攻撃は、相手の武力攻撃着手で可能」としているが、「相手の基準」は示されていない。政府は、これまで「相手の驚異圏の外から対処を行うもので敵基

地攻撃を目的としない」としてきたが、「(それは)将来は敵基地攻撃能力にしたいとの思いだった」(22年11月兼原元国家安全保障局長)と本音を隠さなくなっている。

米軍が攻撃されただけでも安保法に定める「存立危機事態」に該当し、そして、「日本が攻撃されていない状況でも他国を攻撃することができるといふ安保法の規定は、国際法で認められない先制攻撃に該当することになる。

2 防衛費は対GDP比

2. パーセントを超して膨張する

安保3文書の決定により、スタンドオフ防衛能力(相手の攻撃が届かない範囲からの攻撃能力)、総合ミサイル防空能力など抜本的な防衛力強化が図られることになる。「憲法9条2項で自衛のための必要最小限度以

上の実力は持てない」(88年瓦防衛庁長官答弁)と憲法上禁止されるとしてきた兵器を持つことになる。島嶼^{とうしよ}

(大小さまざま島がある地域) 防衛用高速滑空弾は事実上の大陸間弾道ミサイルだし、長距離戦略爆撃機を持ち、護衛艦「いずも」の空母化によって攻撃型空母を持つ。

しかも、アメリカからの「兵器爆買い」は、元自衛艦隊司令官から「身の丈を超えている。子どもの思い付きかと疑うほどあれもこれも」と批判されるほどだ。既に今年の防衛費は8・7兆円、後年度負担も15・7兆円に膨れ上がり、43兆円の防衛費増に必要となる17兆円は実質的に国民負担とされる。

3 台湾有事に巻き込まれる日本

中国が台湾に侵攻した場合、アメリカは在日米軍によって介入する。その結果、在日米軍基地が攻撃され、日本有事に発展する。アメリカにとつて、台湾有事は、「アメリカの防衛ライン」を守るものであつて、同時に台湾の半導体メーカーを守ることである。アメリカの軍事責任者等は台湾有事を2027年までと見込む。中国の「接近阻止・領域拒否」戦略の完成が27年であること、習主席の3期目任期が28年までであるとするだけで明確な根拠はない。はつきりしていることは、台湾有

事では、米軍が自ら戦うことはなく、中国と日本の戦争になることである。

沖縄・南西諸島では、中国を射程内とする陸自の12式型スタンドオフミサイルが26年度から配備されることとなっており、すでに奄美大島、宮古島、石垣島などには運用部隊が配備された。沖縄各地に軍事利用と「住民避難」のためとしてシェルター建設が始まり、先島諸島からの避難民約12万人を九州各県で受け入れる計画が進められている。離島における日米共同訓練が繰り返され、南西諸島ではミサイル避難訓練が実施されている。

4 全国の沖縄化が始まっている

↳ 特定利用空港・港湾

22年の安保3文書では、台湾有事を念頭に、舞台の展開や国民保護を円滑にできるよう、南西地域などの空港・港湾を整備・拡充すると明記した。整備費として2024年度予算に360億円、25年度予算には968億円を計上している。

3文書の一つ、国家安全保障戦略では「平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組

◆特集 敗戦から80年、平和憲法の危機

政府が防衛目的の整備・拡充を目指す主な空港と港湾



主な特定利用空港・港湾の一覧

みの創設。有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り」と「有事に使用する」と示し、アメリカのシンクタンク戦略国際問題研究所(CSIS)は、もつと素直に「空軍機を民間空港に分散させることで、中国が攻撃しなければならぬ駐機場を大幅に拡大し、日米の損失を軽減することができる。」(The First Battle of the Next War 23年1月)と攻撃対象「的」に使うと書いている。

私が住む高知県でも、宿毛湾港、須崎港、高知港が指定され、「郷土の軍事化を許さない県民会議」として、



高知での特定利用港湾に反対する集会

反対行動に取り組んできたが、県側は「平時の港が空いているときに自衛隊が利用するだけ。指定によって、新たに港湾の中に自衛隊の基地や駐屯地を設置することは考えていない。この枠組みに米軍の参加はないことは国において確認されている」と述べるのみである。明らかに

に国家安全保障戦略やCSIS報告と食い違う。今後、このような不透明な国と県との協定の下「軍事施設としての整備」が進むことを想定しておく必要がある。軍事施設周辺の土地利用状況や所有者の調査、施設機能を損ねる行為の罰則などを含む「重要土地規制法」(2022年9月)により、全

国の米軍基地・自衛隊基地・施設、原発施設などが指定された。昨年は、経済安保法、地方自治法「改定」、食料供給困難事態対処法などが成立させられた。とりわけ、地方自治法「改定」は、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国に地方自治体への広範な「指示権」を与え、自治体を国に従属させる仕組みをつくるものだ。このように、住民に真実を知らせないまま、全国の沖縄化は進んでいる。

5 世界に蔓延する

「**自国・自己中心主義**」では自らを守れない
中東の混乱やロシアのウクライナ侵攻を目の当たりにし、「自国中心主義」「敵に攻め込まれない軍備増強」が国際世論の多数を占めている。非武装・非同盟・中立憲法9条堅持が「きれいなこと」と受け止められる社会的な雰囲気広がっている。

ガザで続けられるジェノサイドにより、既に5万名を超える人々が殺され、イスラエルは、少なくともガザのすべてをがれきにし、自国のものにすることを狙い、そこに住むパレスチナ人は全員殺すか追い出したい意図を持つことが鮮明になってきた。トランプ氏の「アメリカによるガザ保有発言」はこのイスラエルの狙いをアメ

リカが代行すると宣言したに等しい。それでも、世界は沈黙している。

「平和学の父」と呼ばれたヨハン・ガルトウング氏は、単に戦争のない状態である「消極的平和」に対して、貧困・抑圧・差別などの「構造的暴力」がない状態を「積極的平和」と定義した。パレスチナにある「構造的暴力」を作り出した欧米強国も、それを見過ごしてきた私たち自身を含む世界各国の人々も、そのことに向き合わないといけない。そして「パレスチナも地獄だが、『モスクワを攻めてはいけない』と『勝つことを許されない戦争』を続けられているウクライナの行き着く先も地獄ではないのか」と主張する必要がある。沖縄の人々に「沖縄戦の悲劇」を再び味わわせることに口をつぐむことも同じだ。

「国を守ることは、国土を守るのではなく、国民の生命を守ること」のはずだ。ガザとウクライナの現実が教えているものは、「戦争は始めれば簡単にはやめられず、抑止力とは際限のない軍拡競争であり、その犠牲になるのは常に市民だ」という事実を伝えよう。「パレスチナに自由を」と、「ウクライナに平和を」と連帯の行動に立ちあがろう。

(やまさき しゅういち)